

神奈川県周産期救急医療事業費補助金交付要領

平成30年10月26日 施行
 令和5年11月29日一部改正
 令和6年9月20日一部改正

神奈川県周産期救急医療事業費補助金交付要綱に関し必要な事項について、次のとおり定める。

- 1 要綱第1条に基づき、要綱別表1に定める事業について実施する。
 ただし、予算の範囲内において交付額に調整率を乗じることがある。
- 2 事業の性質に鑑み、補助金の交付決定前に対象となる補助事業に着手せざるを得ない場合、補助金の交付を申請しようとする者は、必要に応じ、補助事業の着手日までに事前着手届を提出することとする。

3 提出書類の様式

規定	様式名	別紙	
		患者受入事業	日中一時支援事業
要領第2項関係 (第1号様式)	神奈川県周産期救急医療事業費補助事業に係る事前着手届	—	—
要綱第8条関係 (第2号様式)	神奈川県周産期救急医療事業費補助金交付申請書	1-1-① 1-1-② 1-2 1-3-① 1-3-② 1-3-③	1-1 1-2 1-3
(第3号様式)	神奈川県周産期救急医療事業費補助金変更交付申請書	2-1-① 2-1-② 2-2 2-3-① 2-3-② 2-3-③	2-1 2-2 2-3
要綱第10条関係 (第4号様式)	事業変更(中止、廃止)承認申請書	—	—
要綱第12条関係 (第5号様式)	神奈川県周産期救急医療事業費補助金事業実施状況報告書	—	—
要綱第13条関係 (第6号様式)	神奈川県周産期救急医療事業費補助金事業実績報告書	3-1-① 3-1-② 3-2 3-3-① 3-3-② 3-3-③	3-1 3-2 3-3

要綱第 14 条関係 (第 7 号様式)	神奈川県周産期救急医療事業費補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	—	—
-------------------------	--	---	---

その他必要な書類については、別途通知する。